

3 宇都宮市社会福祉審議会からの提言書

第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり推進計画 策定に係る提言

平成30年3月22日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等で構成しており、市が「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定するにあたり、平成29年7月28日の第1回会議以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

本提言書は、その議論・検討の結果を踏まえ、今後の地域福祉の施策について、専門的な見地から意見を提言するものである。

地域福祉を取り巻く環境は、東日本大震災後も多発する自然災害により、地域における支え合いや助け合いがますます重要視され、一方、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯を中心とした生活保護受給世帯の増加や子どもの貧困・貧困の連鎖、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等が抱える複合的な福祉ニーズの増大など、様々な福祉課題が生じている。

また、国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの構築」や、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域福祉の推進に『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」など、地域福祉推進のための新たな取組も進められているところである。

このようなことから、誰もが住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの福祉意識の高揚はもとより、地域住民同士が支え合い助け合う環境を市民・事業者・行政が連携・協働して創出していくことが、より一層重要となっている。

「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定にあたっては、社会状況の変化や社会福祉制度の動向等を的確に捉え、また、栃木県が策定する「第3期栃木県地域福祉支援計画」の支援を受け、庁内の関連計画や宇都宮市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と連携を図るとともに、本審議会の提言の趣旨を十分に反映し、行政と地域住民や関係団体、事業者などが一丸となって福祉のまちづくりに取り組むことを期待するものである。

2 地域福祉を取り巻く環境の動向と対応すべき課題について

(1) 地域福祉を取り巻く環境の動向

計画の策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境や、以下の福祉に関する動向などを考慮する必要がある。

ア 国の動向

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築の推進や、地域住民や地域の多様な主体と行政の協働による全ての住民を対象とした包括的支援体制の構築を推進する地域共生社会の実現に向けた法改正・制度見直し、生活困窮者自立支援法により生活保護に至る前の自立支援策の強化・充実などが図られた。

イ 本市の現状

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加などによる、家庭機能の低下や地域のつながりの希薄化が進んでいる。また、生活困窮者の自立支援相談件数の増加や、1つの世帯で複数の課題（介護、育児、生活困窮、引きこもりなど）を抱えているケースも見られるなど、福祉課題は複雑化・多様化している。

(2) 市民意見の反映

計画の策定にあたっては、市民・事業者アンケートや市民意見交換会などにおける市民意見を十分に反映させる必要がある。

ア アンケート結果

- ・ 福祉のまちづくりへの関心が高まっている。
- ・ 日常生活における見守り・ゴミ捨てなど、ちょっとした助け合いには協力しやすいと考えている市民が多い。
- ・ 複数の悩みを抱えている市民の割合が高い。

イ 市民意見交換会結果

- ・ 幼少期から様々な人と交流することは、他者への理解を深めるとともに、思いやりの心や、やさしさの心の醸成につながる。
- ・ 福祉サービスを自ら利用しない、または、できない人がいるので、情報提供体制の充実を図っていく必要がある。
- ・ 地域の実情に合わせた交通環境を整備し、快適な移動環境の整備を図っていく必要がある。

- ・ 地域の活動団体等が連携して、地域を見守っていく体制整備を行政が支援していく必要がある。
- ・ 地域の担い手を確保・育成していくための行政の支援が必要である。

(3) 対応すべき課題

国の動向，本市の現状，アンケートや市民意見交換会での意見を踏まえ，以下の課題に対応していく必要がある。

① 思いやりの心や，やさしさの心の醸成・交流活動の促進

市民活動への参加意欲は減少した一方，福祉分野への関心は高まっており，引き続き，啓発活動・交流活動に取り組んでいく必要がある。

② 福祉教育の推進と人材発掘・育成，福祉活動への誘導

地域活動における担い手の確保が課題となっているが，市民意見からは，気軽な福祉活動への参加意欲が確認できることから，活動につなげるための情報提供やきっかけづくりなどに取り組むとともに，自発的に福祉活動に参加する人を育むため，幼少期からの福祉教育を推進する必要がある。

③ 情報提供・相談機能の強化

福祉ニーズの多様化や，生活困窮・育児・介護など複数の悩みを抱えるケース等に対して，情報提供や相談機能の強化を図るとともに，多分野に対応する支援体制の構築を図る必要がある。

④ 都市基盤の計画的整備

地域の特性や周辺環境，ニーズや優先性を十分考慮しながら，公共的施設・公共交通手段・住環境など，市民にとって快適な生活基盤の整備を計画的に推進する必要がある。

⑤ 市民活動・地域団体への支援

市民活動への参加割合やボランティア団体は増加していることから，地域福祉の担い手として継続的な活動となるよう支援が必要である。

⑥ 地域ネットワークや場づくりの支援

少子高齢化や核家族化の進行により，家族機能の低下，制度の狭間，社会的孤立が課題となっているが，地域住民・事業者・行政が連携・協働して課題解決を図れるよう，地域ネットワークの構築や場づくりが必要である。

3 各施策に対する本審議会からの主な意見

各施策に対する本審議会からの主な意見を以下のとおりまとめた。各施策の策定、推進にあたっては、これらの意見を十分反映し、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

【基本目標1】 福祉のこころをはぐくむ人づくり

基本施策（1）福祉のこころの醸成と交流活動の促進

- ・ バリアフリーなどのハード整備は大切だが、併せて、やさしさや思いやりの気持ちがハードで対応しきれない部分をカバーできることもある。
- ・ 相互理解のため、世代や障がいの有無に関わらず、様々な人と交流を図ることが重要である。
- ・ 障がいを理由とする差別解消の促進や、障がい者への配慮や支援を目的としたヘルプマークやヘルプカードの周知・啓発を図っていく必要がある。

基本施策（2）福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成

- ・ 子どもの思いやりの心や、やさしさの心を育むために、教育行政と連携して進めていく必要がある。また、子どもへの福祉教育の推進は、親世代への波及効果も期待できる。
- ・ 市民活動への参加意欲を向上させるための取組が重要である。
- ・ 福祉教育は、学校教育と連携するとともに、未就学児にも対応していく必要がある。
- ・ 一人ひとりの福祉意識の向上が、福祉人材の育成につながる。

【基本目標2】 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

基本施策（1）社会参画の促進

- ・ 地域活動への参加が生きがいづくりのきっかけとなることもあるため、様々な地域活動への参加の機会を確保すべきである。
- ・ 若年層の生活保護受給者も増加していることから、就労などの自立支援策の強化・充実が必要である。

基本施策（2）多様な福祉サービスの充実

- ・ 複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、多様な世代や分野に対応する総合的な支援体制を構築する必要がある。

- ・ アウトリーチ（訪問出張型）による情報提供などの支援は、自ら支援を求められない人の孤立の防止等にもつながる。

基本施策（３）快適な生活基盤の計画的な整備

- ・ 高齢者や障がい者など誰もが自由に外出し、社会参画できる環境整備が必要である。
- ・ 誰もが安心して便利に暮らすためには、医療・福祉・商業などのサービスを利用しやすい環境が必要である。
- ・ 地域の実情に即した移動環境の整備や生活空間の利便性の向上を図る必要がある。
- ・ バリアフリー整備は、全てを同時に進めることは不可能であることから、優先順位をつけて、引き続き、計画的に進めることが重要である。

【基本目標３】 共に支え合う地域社会づくり

基本施策（１）市民の主体的な地域活動への支援

- ・ 地域で活動するさまざまな団体が連携・協働して福祉のまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 地域づくりは、一部の人の負担とするものではなく、誰もが主体的に関わることが望まれる。
- ・ 行政は、地域づくりに関わる個人、団体などの活動に対して、支援の充実を図る必要がある。
- ・ 地域住民が交流・活動する場を整備するために、既存施設の活用等も検討する必要がある。

基本施策（２）共に支え合う地域ネットワークづくり

- ・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の複合的な課題や行政の福祉サービスの対象とならない様々な福祉課題・生活課題を地域で解決できるよう、多機関が連携して包括的に受け止める体制を構築していく必要がある。
- ・ 効果的に地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会や地域関係機関、団体等がネットワークを形成するなど、効果的に社会資源の連携・活用を図る必要がある。

4 計画の推進に関する意見

計画の推進にあたっては、計画に位置付けられている施策・取組が、保健・福祉・市民協働・都市形成・教育等、多分野にわたることから、行政内部の連携をより一層深め、総合的・一体的に福祉に資する事業を推進するとともに、県や市社会福祉協議会の策定する計画とも連携を図り、各施策・取組を推進する必要がある。併せて、市民・事業者・行政が連携・協働することが必要不可欠であり、市民や事業者等がそれぞれの役割を認識し、特性を活かし、主体的に関わることが重要であることから、それぞれに望まれる活動についてもわかりやすい表現や内容で示す必要がある。

さらに、計画の進行管理にあたっては、計上取組の中から、各施策の代表的なものや効果的なものについて、計画期間内における数値目標を設定して計画的に取り組み、その進捗状況を市民にわかりやすく示すとともに、計画の評価・検証にあたっては、施策・取組の達成状況の確認や分析・評価を的確に行うため、地域福祉の推進に関わる様々な分野の委員で構成する当審議会へも報告いただき、あらゆる視点から評価・検証を行い、実効性のある計画とする必要がある。

すべての市民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができる社会を目指し、地域住民や団体、事業者等を含め、全市一丸となって福祉のまちづくりを進めることができるよう、行政には、全力で取り組んでもらうことを期待するとともに、当審議会としても、本市の地域福祉の確実な推進に向け、今後も連携・協力していく。